

守口市立佐太小学校いじめ防止基本方針

守口市立佐太小学校
平成30年4月

「いじめ防止対策推進法」第13条『学校は、いじめ防止基本方針または地方いじめ防止基本方針を参考し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本方針を定めるものとする』にのっとり、守口市立佐太小学校いじめ防止基本方針を以下のように定めることとする。

1 いじめの定義

① いじめ防止対策推進法による定義

いじめとは、「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（いじめ防止対策推進法第2条）と定義されている。「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該の子どもが関わっている仲間や集団（グループ）など、当該の子どもとの何らかの人的関係をさす。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。また、「いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に關係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくすることを旨として行わなければならない。」（同第3条）

② 留意点と具体例

いじめには多様な態様がある。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々ある。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立って、当該の子どもの表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があり、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければならない。

<具体例として>

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

※上記の「いじめ」の中で、犯罪行為として取り扱われるべき場合があります。また、児童等の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、早期に警察と連携した対応をとる必要がある。

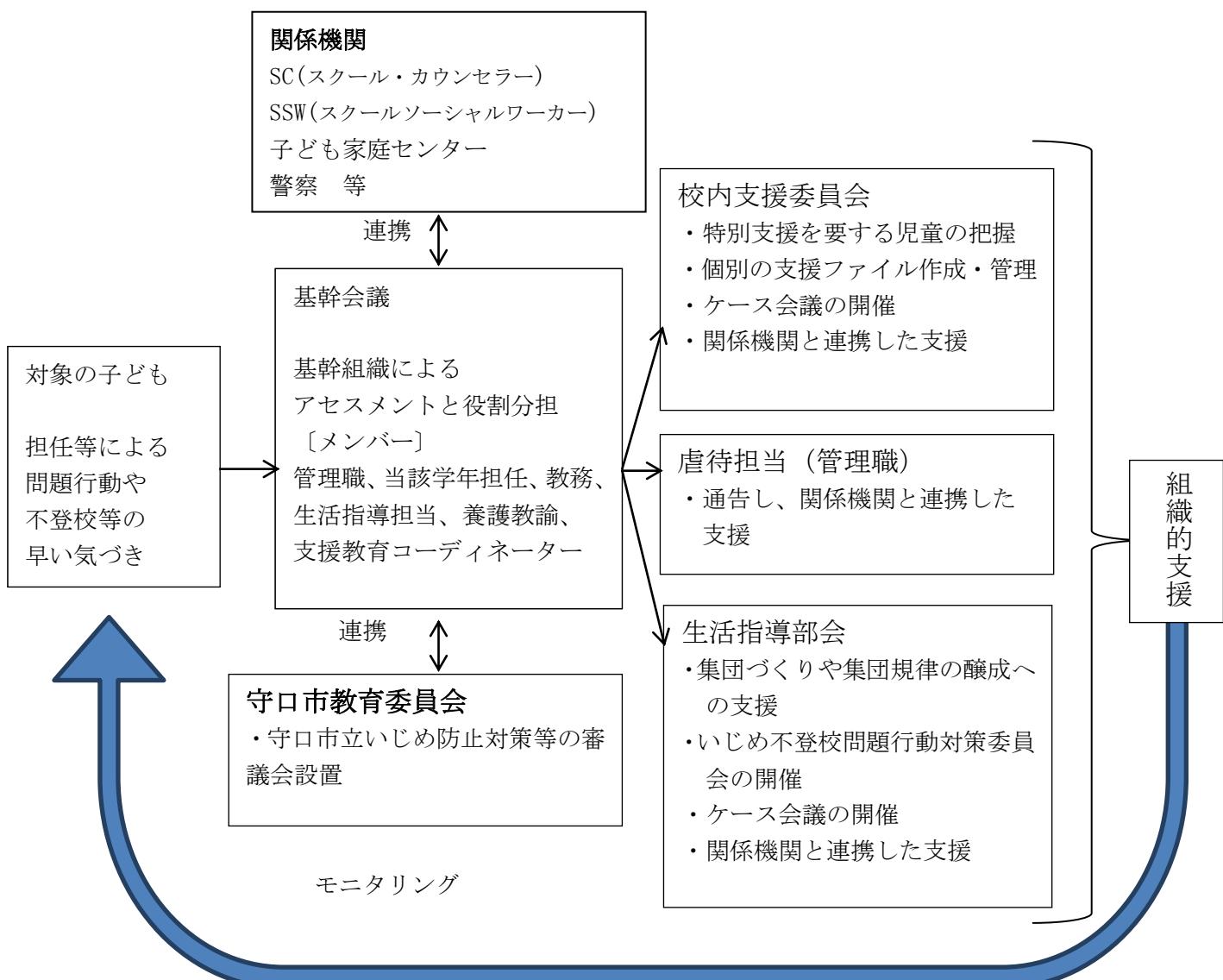
2 いじめ問題への基本的な姿勢

- ① いじめは絶対に許されない。
- ② 互いに尊重し合える豊かな人間関係を築く。
- ③ 学校・家庭・地域が一体となって取り組む。
- ④ いじめは、その子どもの将来にわたって内面をひどく傷つけるものであり、子どもの健全な成長に

影響を及ぼす、まさに人権にかかわる重大な問題である。いじめは、全ての子どもに起こりうる問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

- ⑤ いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感し受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大事である。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成し身に付けていかなければならない。互いに尊重し合える豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育を粘り強く継続していくことが必要である。
- ⑥ いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって取り組むことが重要である。そのため、中学校区連携推進協議会等の学校支援地域本部活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要がある。また、そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切である。

3 いじめの防止等の対策のための組織



4年間計画

守口市立佐太小学校 いじめ防止年間計画							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学校全体
4月	家庭訪問（家庭の様子の把握） 人権教育（仲間づくり）	家庭訪問（家庭の様子の把握） 人権教育（仲間づくり）	家庭訪問（家庭の様子の把握） 人権教育（仲間づくり）	家庭訪問（家庭の様子の把握） 人権教育（仲間づくり）	家庭訪問（家庭の様子の把握） 人権教育（仲間づくり）	家庭訪問（家庭の様子の把握） 人権教育（仲間づくり）	
5月	道徳（おたん生会） 人権教育（とりあいじゃんけん） クラスあそび	人権教育（ヌチヌグスージー）	道徳（ヌチヌグスージー）	人権教育（学級会で話し合おう） クラスあそび			
6月		生活（町たんけん）	道徳（相手を思いやり親切に）		道徳（たがいに信頼し、学び合って）	道徳（修学旅行の夜）	
7月	個人懇談（保護者との情報共有） 道徳（おたん生会）	個人懇談（保護者との情報共有） 国語（うれしいことば） 平和教育（ライオンがいなくなつたどうぶつえん）	個人懇談（保護者との情報共有）	個人懇談（保護者との情報共有）	個人懇談（保護者との情報共有）	個人懇談（保護者との情報共有）	
8月							
9月	道徳（おたん生会）				絵本「ボロ」		
10月							校内研修（ネット上のいじめ対策）
11月	生活（幼小交流会） 道徳（おたん生会）	国語（友だちのこと知りたいな） 生活（地域に暮らす人たちとの交流）	道徳（命あるものを大切に）	道徳（ありがとうの言葉）	犯罪非行防止教室	犯罪非行防止教室	
12月	個人懇談（保護者との情報共有）	個人懇談（保護者との情報共有）	個人懇談（保護者との情報共有）	個人懇談（保護者との情報共有）	個人懇談（保護者との情報共有）	個人懇談（保護者との情報共有）	
1月	生活（地域の人との交流・昔あそび） 道徳（おたん生会）						
2月	道徳（自分と異なる立場の人も意見を大切にする）	生活（大きくなつたよ、ぼく、わたし・自分の物語をつくろう）	道徳（正しいことは勇気をもつて）	道徳（みんなが守らなくてはならないきまり）	絵本「わたしのいもうと」	道徳「車いすでの経験から」	
3月	道徳（おたん生会） 生活（想い出いっぽい）		特活（一年間の生活を振りかえろう）	特活（一年間の生活を振りかえろう）	道徳・情報モール（チーンメール）	道徳「心に通じたどうぞのひとこと」	

5 いじめの防止・早期発見

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりをすすめていくことが、未然防止の基本である。居場所づくりや絆づくりをキーワードに、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自ら作りだしていくよう、集団の一員としての自覚や自信をはぐくんでいく、そして自己有用感を高める取組みを行う。

- すべての児童に対して、授業や行事の中で活躍できる場を設定していく。
- 教職員で児童の変化や活躍を共有する。
- 定期的なアンケート、日常の観察等により、実態把握を行う。
- 保護者と連携して、児童を見守る。
- 地域と連携して、児童を見守る。

6 いじめに対する措置

① いじめ対策組織への速やかな報告と組織的対応

教職員がいじめを発見・相談を受けた場合は、速やかに情報を報告し、組織的対応を行う。

② いじめに係る情報の記録

学校の定める方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録し、総括する。

③ 事実関係の調査・確認と対応方針の決定

組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、全教職員の共通理解、保護者の協力、教育委員会をはじめとする、関係機関・専門機関との連携の下で行う。